

はちしんの健全性確保への取り組み

コンプライアンス（法令等遵守）態勢

コンプライアンスへの取り組みについて

「コンプライアンス」とは、日常業務を遂行するうえでの数多くの法令や規定をはじめ、社会的規範に至るまでのあらゆるルールを遵守することをいいます。

信用金庫は、協同組織金融機関として社会的使命と公共的責任を有しており、このことを役職員一人ひとりが十分認識し、本使命達成のために自己責任経営に徹するとともに健全性と透明性を高める必要があります。

このため当金庫は、規模や特性を充分勘案しながらこれらに対応するため、コンプライアンス基本方針として平成10年5月に「基本理念」を定め、平成12年10月には「行動指針」、平成17年12月に「はちしん倫理の視点」を制定し、遵法精神を庫内に深く浸透させることを推し進めております。

なお、当金庫ではコンプライアンス・オフィサーの資格取得を奨励しており、令和6年3月末現在の資格取得者は91名です。

○「基本理念」、「はちしん倫理の視点」については、当冊子の2ページをご覧ください。

金庫内組織・体制

コンプライアンス推進のため「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、各部営業店に「コンプライアンス担当者」を配置し、法令等遵守態勢および内部管理態勢の強化を図っております。

〈コンプライアンス委員会〉

役職員のコンプライアンス（倫理・服務および法令等の遵守）の徹底を図ります。

〈コンプライアンス担当者〉

コンプライアンス推進のため各部営業店にコンプライアンス担当者を配置しています。

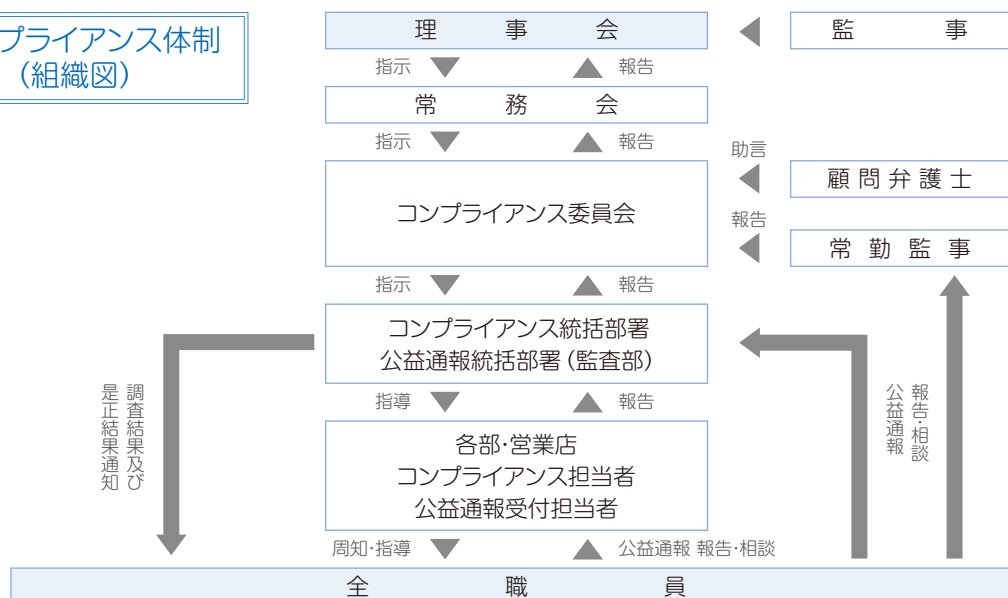
〈コンプライアンス統括部署〉

監査部がコンプライアンス状況を総合的に把握・管理しています。

〈通報・相談・報告体制〉

当金庫の部門間または役職員間の相互チェック機能を充実させ、不祥事件の未然防止ならびに早期発見のためのコンプライアンス体制をとっています。

コンプライアンス体制（組織図）



利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、「利益相反管理方針※」を定めこれを遵守しております。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力に対する基本方針※」を定めこれを遵守しております。

※各方針は、はちしんホームページにて詳しくご覧いただけます。

お客様保護への取組み

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、「金融商品に係る勧誘方針※」を定め、勧誘の適正の確保を図っております。

「個人情報の保護に関する法律」への取組み

当金庫は、「個人情報の保護に関する法律」等に則り、個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るため、「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）※」を公表しております。

また、役職員が遵守すべき個人情報等の取扱いに関する基本事項として「個人情報事務取扱要領」等を定め、個人情報等の重要性を認識し業務に取り組んでおります。

※各方針等は、はちしんホームページにて詳しくご覧いただけます。

「預金者保護法」への取組み

お客様が偽造・盗難キャッシュカードによる不正な預金の払出しの被害にあわれた場合に、預金者保護法に則した補償を行う態勢を確立するため「個人・法人兼用カード規定」や「偽造カード等または盗難カード等を用いてATMから不正に預金が払出された被害者に対する対応マニュアル」を制定し対応を図っております。

なお、キャッシュカードの紛失・盗難または偽造のおそれがある場合は、至急下記の連絡先までご連絡ください。

受付時間	連絡先
平日 8:45～17:30（当金庫休業日を除く）	お取引店 各営業店の電話番号は当冊子の57ページをご参照ください。
平日 上記時間帯以外 休日 土曜・日曜・祝日 24時間	はちしんキャッシュカードの紛失・盗難・偽造等の連絡窓口（058-265-2578）

「振り込め詐欺救済法」への取組み

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（振り込め詐欺救済法）」では、振り込め詐欺等の犯罪に利用された口座を凍結して残っている犯罪被害資金を、被害者の方に返還するルールが定められています。

当金庫では、振り込め詐欺等の被害者の方からの相談受付窓口を設置しております。

受付時間	連絡先
平日 9:00～17:00（当金庫休業日を除く）	お取引店または業務部（0575-65-3125） 各営業店の電話番号は当冊子の57ページをご参照ください。

なお、偽造・盗難キャッシュカードによる不正な預金払い出し及び振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺被害が社会問題化していることに鑑み、当金庫ATM取引においては次の対策を実施しております。

- ① 暗証番号変更が可能
- ② 1日あたりの引出し限度額は50万円まで（当金庫カードご利用の場合） なお、お客様のお申出により200万円を上限として引出し限度額の変更が可能（70歳以上で過去1年間にお引き出しがないお客様は10万円まで）
- ③ 1日あたりの振込限度額は100万円まで（65歳以上で過去1年間にATMでのキャッシュカードによるお振込のご利用のないお客様の限度額は0円）
- ④ お客様のお申出により1日あたりの支払い限度額および限度回数を口座単位毎に設定可能
- ⑤ ATM覗き見防止シートの貼付および後方確認ミラーの取付け
- ⑥ ATM画面に口座不正利用防止および振り込め詐欺の注意喚起メッセージを表示等

インターネットバンキングに係る不正送金犯罪への対応

インターネットバンキングに係る不正送金犯罪が全国的に発生しています。インターネットバンキングのご利用にあたり不正送金被害の防止および被害軽減のため、以下のセキュリティ対策を実施していただきますようお願いします。

- ① インターネットバンキングで使用するID・パスワードは、他人に推測されやすいものを避け、定期的に変更するとともに、他のサービス等で同じID・パスワードを使用（共用）しないでください。また、ID・パスワードはパソコンやクラウドサービス等に保存したり、メモをしないでください。
- ② インターネットバンキングに使用するパソコンに関し、基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新してください。
- ③ パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新したうえで使用してください。当金庫ではインターネットバンキング専用のセキュリティソフトとしてIBM社の「Rapport（ラポート）」を無料でご提供していますのでパソコンに導入していただきセキュリティ対策を実施してください。
- ④ 当金庫ではインターネットバンキングにワンタイムパスワードを採用しております。セキュリティ向上のためにもワンタイムパスワードを導入してください。
- ⑤ 振込限度額を必要な範囲で低く設定してください。
- ⑥ 不審なログイン履歴や身に覚えがない取引履歴、取引通知メールがないかをその都度確認してください。
- ⑦ 誰もが利用できる公衆無線LANでのインターネットバンキングの利用は、通信を他人にのぞき見されたり、ID・パスワードを詐取することを目的とする犯罪者が展開しているアクセスポイントへ接続されてしまう危険性がありますので、お控えください。

「お客さま本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)に関する基本方針」の制定

当金庫は、資産形成、資産運用業務におけるより一層の「お客さま本位の業務運営」を実践するため、「お客さま本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)に関する基本方針」を制定し、全役職員がこれを遵守しております。

- | | |
|------------------------------|-----------------------|
| 1. お客さまにとって最善の利益の追求 | 4. お客さまにふさわしいサービスの提供 |
| 2. 利益相反の適切な管理 | 5. 職員に対する適切な動機づけの枠組み等 |
| 3. 手数料等の明確化および重要な情報の分かりやすい提供 | |

※詳細につきましてはホームページで公表しております。

「金融ADR制度」への対応

【苦情処理措置】

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため事業運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時30分）に営業店（電話番号は当冊子の57ページ参照）または業務部（電話番号は岐阜県内からの発信:0120-939-853、岐阜県外からの発信:0575-65-3125）にお申し出ください。

【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記業務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話:03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫業務部」にお尋ねください。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策

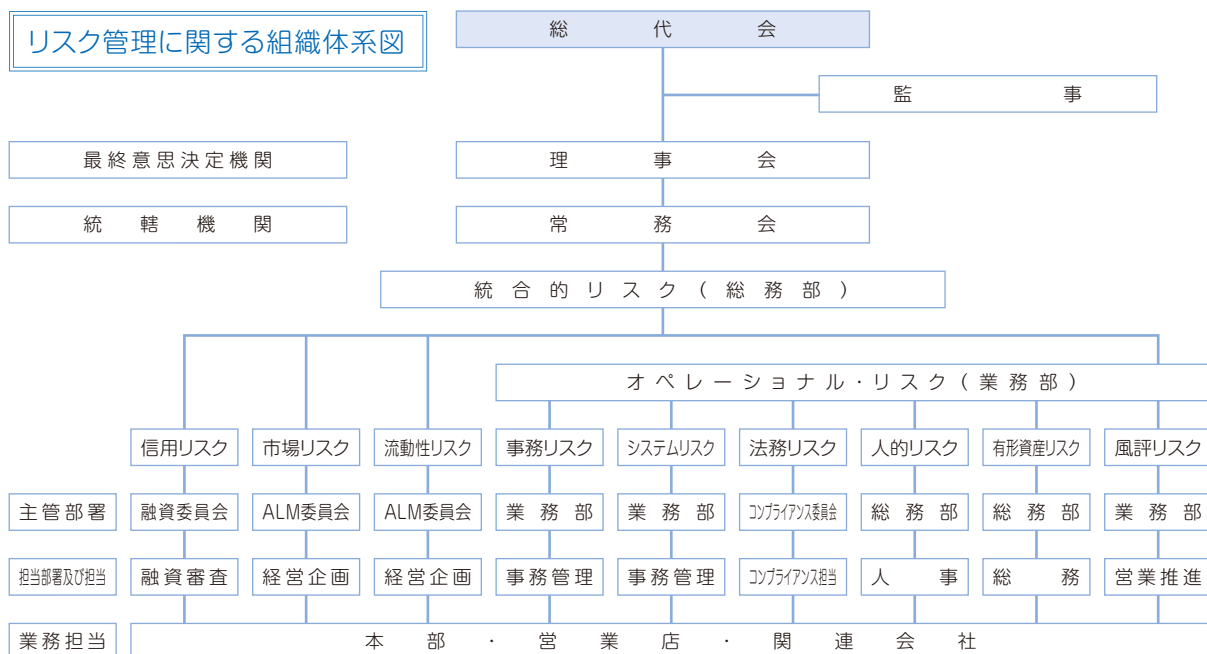
当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、業務部を統括部署、業務部担当役員を責任者として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

リスク管理体制

リスク管理への取組みについて

金融の自由化、国際化、証券化の進展にともない、金融機関の抱えるリスクは一層多様化、複雑化しています。こうした状況下にあっては、従来以上に適切なリスク管理を行っていく必要があります。

当金庫では、リスク管理の強化を経営計画上の重点施策として位置付け、金融環境の変化に柔軟に対応できるリスク管理体制の充実強化に努めております。



(詳しい内容は資料編P.45～P.48「単体における定性的な開示事項」をご覧ください。)